競争入札参加資格者の格付審査基準

（目的）

第１条　この審査基準は、競争入札参加者の資格及び指名に関する規則（昭和58年規則第21号）第11条の規定に基づく格付け（以下「格付け」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（格付方法）

第２条　格付けは、客観的要素による評点（以下「客観点」という。）及び発注者の主観的要素による評点（以下「発注者別評価点」という。）を算出し、建設工事等級別基準数値表（別表）に基づき行うものとする。ただし、審査基準日の属する年度（以下「審査基準年度」という。）にＡ等級又はＢ等級に格付けされている者の数値が、当該等級の基準数値に満たない場合は、審査基準年度から２年間のみ格下げを留保するものとする。

（客観点）

第３条　客観点は、建設業法第27条の23第３項の規定による経営事項審査の項目及び基準（平成20年１月31日国土交通省告示第85号）に基づく審査の項目及び基準により算定された建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の規定による総合評定値とする。

（発注者別評価点）

第４条　発注者別評価点は、次の各号ごとに得られる点数の合計とする。

⑴　工事施行成績に係る評価点

審査基準年度及びその前年度に施工した工事に係る工事施行成績評定点の工種ごとの平均値に応じて、次の表に定める評価点を付与する。

平均値	59点 以下	60点 ～64点	65点 ～69点	70点 ～74点	75点 ～79点	80点 ～84点	85点 以上
評価点	−40点	−20点	0点	20点	40点	60点	80点

⑵　技術職員数に係る評価点

建設業法に基づく経営事項審査の技術職員数の点数に１／２を乗じた点数付与する。ただし、50点を上限とする。

⑶　若年技術者の育成及び確保に係る評価点

建設業法に基づく経営事項審査の若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況の点数に５を乗じたものを付与する。ただし、10点を上限とする。

⑷　防災協定に係る評価点

防災に係る協定締結の事業所による支援活動実績がある場合、５点を付与する。

⑸　除雪に係る評価点

ア　幕別町（以下「町」という。）の道路除雪業務の契約実績がある場合、20点を付与する。（イとの重複は不可）

イ　町の公共施設除雪業務の契約実績がある場合、10点を付与する。（アとの

重複は不可）

ウ　ア及びイ以外のその他町内の公共施設除雪業務の契約実績がある場合、５点を付与する。

エ　社会福祉法人幕別町社会福祉協議会が実施する除雪困難世帯の除雪業務の契約実績がある場合、１戸につき２点を付与する。ただし、20点を上限とする。

⑹　新規卒業者の雇用に係る評価点

町内の事業所において、審査基準日前２年間に学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校又は専修学校を卒業した者を常勤の従業員として採用し、かつ審査基準日現在において継続して雇用している場合、５点を付与する。

⑺　障がい者雇用状況に係る評価点

ア　町内の事業所において、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する障害者（以下「障がい者」という。）を現に雇用している場合、一人につき１点を付与する。ただし、５点を上限とする。

イ　審査基準日前２年間に町が実施する障がい者の職場体験による受入れをしている場合、一人につき１点を付与する。ただし、５点を上限とする。

⑻　幕別町消防団員の雇用実績に係る評価点

現に幕別町消防団員を雇用している場合、一人につき１点を付与する。ただし、５点を上限とする。

２　前項第４号から第８号までの加算は、競争入札参加資格審査発注者別評価項目申告書を提出した者に対し、行うものとする。

附　則

１　この要綱は、公布の日から施行する。

２　この基準の施行の日前に、この基準による改正前の競争入札参加資格者の格付審査基準第２条の規定によりなされた競争入札参加資格者の格付は、令和３年３月31日までの間に限り、なお従前の例による。

３　この基準の施行の際現に格下げの留保を行っている業者の取扱いについては、なお従前の例による。

別表１　建設工事等級別基準数値表

業種 等級	土木工事	建築工事	電気工事	管工事
A	900点以上	900点以上	770点以上	770点以上
B	750点以上 899点以下	750点以上 899点以下	650点以上 769点以下	650点以上 769点以下
C	749点以下	749点以下	649点以下	649点以下